印　刷　仕　様　書

1　名　　称　　第 20 回統一地方選挙にかかる候補者氏名掲示票印刷業務

2　作 成 種 類　　４種類（大阪府知事選挙：１種類、大阪市長選挙：１種類、
大阪府議会議員選挙：1 種類、大阪市議会議員選挙：1 種類）

3　数　　量　　計 840 枚（内訳：各選挙 210 枚）

4　紙　　質　　上質紙　特厚口（四六判 110kg）

5　紙　　色　　知事：うす桃色、市長：うぐいす色、府議：あさぎ色、市議：白色

6　印　　刷　　片面・黒１色刷り

7　加　　工　　片面 PP 貼り

8　様　　式　　別紙「氏名掲示票様式」のとおり

9　原稿交付等の日時及び方法
（１）候補者の氏名（ふりがな）及び党派名
各選挙の告示日（下記参照）の午後１時頃に連絡し、午後５時過ぎに内容の変更の有無について連絡する。
※告示日
知事：令和５年３月 23 日（木）
市長：令和５年３月 26 日（日）
府議・市議：令和５年３月 31 日（金）
（２）掲載順序
各選挙の告示日の午後６時頃に各選挙の掲載順序を記載したものをファックスで送信する。

10　校　　正
（１）日　時　別途指示する。（選挙ごとに告示日が異なるため、事前に協議を行うこと）
（２）場　所　旭区選挙管理委員会事務局（旭区役所内）
（３）内　容　候補者の氏名（ふりがな）及び党派名の文字、掲載順序及び掲示票全体のバランスを校正する。

11　納　入　先　　旭区選挙管理委員会事務局（旭区役所内）

12　納 入 期 限　　令和５年４月６日（木）

13　そ　の　他
（１）本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
（２）本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。
（３）納入の際は、「グリーン配送に係る特記仕様書」によること。

（４）納入時には細心の注意を払い、納品物もしくは建造物等に破損等の損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。
（５）納品物に不具合が検出された場合は、受注者の責任において代替品と交換すること。
（６）本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
（７）職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。
（８）大阪市暴力団排除条例を遵守すること。
（９）見積りに当たっては本仕様書を十分検討し、本業務に関する一切の経費を勘案したうえ、積算するものとする。
(10) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときはその内容を記録し、直ちに旭区役所総務課（連絡先：06‐6957‐9625）に報告しなければならない。

14　契約担当　　旭区役所　総務課
　　電話　06-6957-9625　FAX　06-6952-3247

15　事業担当　　旭区選挙管理委員会事務局　奥村
　　電話　06-6957-9626　FAX　06-6952-3247

別紙

氏　名　掲　示　票　様　式

大阪府知事選挙・大阪市長選挙
大阪府議会議員選挙・大阪市議会議員選挙

1　見出票及び掲示票の文字の型、大きさの一覧表

（1）文字の型

見出票：HGS 明朝体 E

掲示票：HGS 創英角ゴシック体 UB

（2）文字の大きさ

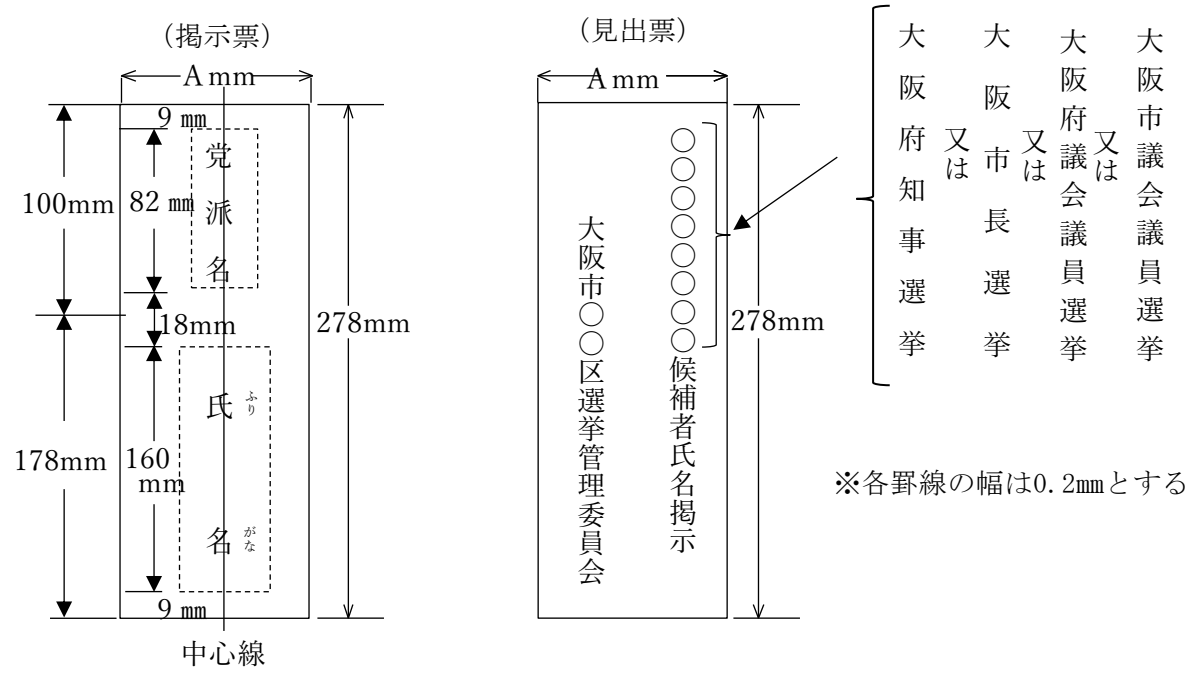
候補者数	見出票 (HGS 明朝体 E)	掲示票(HGS 創英角ゴシック体 UB)			
		党派名 （５字詰基本）	党派名 （６字詰め）	氏　　名	ふりがな
5 人以下	66 級平体 1	66 級正体	66 級平体 2	120 級平体 1	120 級の 44%正体
6 人	66 級平体 1	66 級正体	66 級平体 2	120 級平体 1	120 級の 44%正体
7 人	60 級正体	60 級正体	60 級平体 1	108 級正体	108 級の 44%正体
8 人	56 級正体	56 級正体	56 級平体 1	100 級正体	100 級の 44%正体
9 人	56 級正体	56 級正体	56 級平体 1	100 級長体 1	100 級の 44%長体 1
10 人	52 級正体	52 級正体	52 級正体	90 級長体 1	90 級の 44%長体 1
11 人	52 級長体 1	52 級正体	52 級正体	90 級長体 2	90 級の 44%長体 2
12 人以上	別途指示する。				

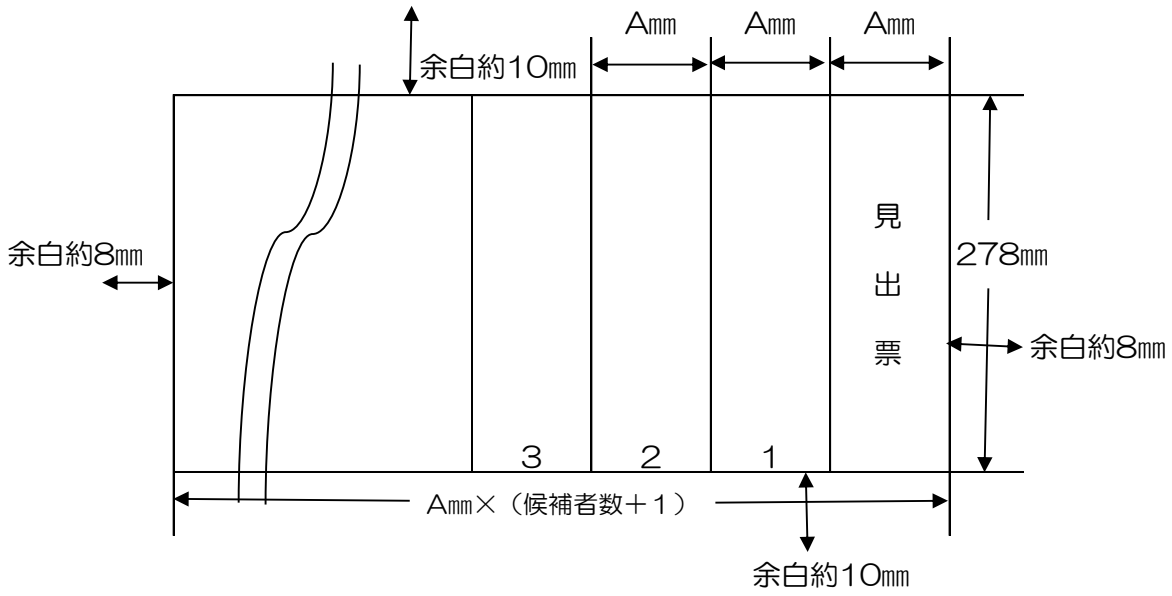
2　氏名の文字の配列方法

配列方法は、おおむね次の例によることとし、候補者氏名等の文字の大小等に不均衡が生じないように注意すること。

氏 氏 氏 氏 名 名 名	氏 氏 氏 名 名 名 名	氏 氏 氏 氏 名 名 名	氏 氏 名 名 名 名	氏 氏 氏 名 名	氏 氏 氏 名 名	氏 名 名	氏 氏 氏	氏 氏 氏 名	氏 氏 名 名	氏 名	氏 名	氏 氏 名	氏 氏 名

3　氏名掲示票の規格





4　氏名掲示票の規格の一覧表

候補者数	たて	よこ		
		見出票（A）	1候補者当たり	用紙全体
5人以下	最大298㎜（278㎜＋約10㎜＋約10㎜）	67.0㎜	67.0㎜	70.0㎜×（候補者数＋1）
6人		57.5㎜	57.5㎜	420.0㎜
7人		50.5㎜	50.5㎜	420.0㎜
8人		44.5㎜	44.5㎜	420.0㎜
9人		40.0㎜	40.0㎜	420.0㎜
10人		36.5㎜	36.5㎜	420.0㎜
11人以上	別途指示する。			

不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当に報告しなければならない。

（報告先[コンプライアンス担当]：旭区役所総務課　電話：06-6957-9625）

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成１８年大阪市条例第１６号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者および受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

（発注者：大阪市　受注者：事業者）

グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1)　大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2)　神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電　話：０６－６６１５－７９６５